平成27年度静岡県立こころの医療センター

衛生設備保守業務（平成27～29年度）委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター（以下「甲」という）と○○○○○○○（以下「乙」という）との間に次の業務委託契約を締結する。

　（契約の目的と基本的義務）

第１条　甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

２　甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力を行う。

　（委託業務の内容）

第２条　甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

　　　本院の設備の業務とし、詳細は、別紙「静岡県立こころの医療センター衛生設備保守業務共通仕様書」及び付帯する文書（以下、「仕様書等」という。）に定める。

(2) 対象

　　ア　　静岡市葵区与一４丁目１番１号　静岡県立こころの医療センター

　　イ　対象業務

　　　　貯水槽清掃業務

　　　　汚水槽・雑排水槽等清掃業務

汚水中和処理施設保守点検業務

　（委託契約期間）

第３条　この契約の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（申出義務）

第４条　乙はこの契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（業務実施計画）

第５条　乙は、業務の実施に際し、毎年度3月20日までに翌年度の年間業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。また、毎月20日までに、翌月の月間業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

　（業務実施報告）

第６条　乙は、毎月の業務の実施後、翌月10日までに月間業務実施報告書を作成し、甲に提出し、承認を受けなくてはならない。

２　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

　（検収及び瑕疵担保責任）

第７条　甲は乙から業務完了の報告があってから10日以内に作業内容について検収を実施し、合否を乙に通知する。

２　乙は前項の検収の結果不合格となった時は、遅滞なく再作業を実施する。

３　第１項の検収に合格した場合も、後日、乙の責任に帰すべき事由による不良箇所が判明した場合は、乙の責任において直ちに再作業するものとする。

（委託料及び支払方法）

第８条　第５条 甲は、乙に対して委託業務を処理する為の費用（以下「委託料」という）として、金○，○○○，○○○円に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる額を乙に支払うものとする。

２　乙は各回の委託業務について甲の行う検収に合格した後に、下表により請求書を提出し、甲は適切な請求であることを確認した後、下表のとおり支払うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 支払期日 | 条　件 |
| 平成27年度上半期分 | 平成27年10月末日 | 左列の各期間内に実施した業務に係る委託料につき第7条の検収に合格した場合右列の期日までに支払う。 |
| 平成27年度下半期分 | 平成28年4月末日 |
| 平成28年度上半期分 | 平成28年10月末日 |
| 平成28年度下半期分 | 平成29年4月末日 |
| 平成29年度上半期分 | 平成29年10月末日 |
| 平成29年度下半期分 | 平成30年4月末日 |

３　甲は請求書を受理した後であっても第７条に定める瑕疵が発見された場合、甲は委託料の支払いを拒否し、又は既に支払った委託料の返還を求めることができる。

　（再委託及び権利義務の譲渡等）

第９条　乙は、原則として委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

２　前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

３　乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

　（法令上の責任）

第10条　乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

　（現場責任者等）

第11条　乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

　(1) 委託業務の処理

　(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

　（事故報告）

第12条　乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

　（臨機の措置）

第13条　乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないと認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

２　乙は、臨機の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

３　甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の指示をすることができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

　（秘密の保持）

第14条　乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

　（個人情報の保護）

第15条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

　（契約の変更）

第16条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

　（契約の解除）

第17条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

　(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

　(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

　(4) 契約締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(5) 乙が次のアからオのいずれかに該当したとき。

　　ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ｡）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という｡）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ｡））であると認められる者

　　イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ｡）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

　　ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

　 オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

３　甲又は乙は、正当な理由により２か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

　（損害賠償責任）

第18条　甲又は乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) この契約が解除された場合において、相手方に損害を与えたとき。

(2) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

２　乙は、前条第２項又は第３項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

　（委託料の処理）

第19条　第17条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって清算する。

　（合意管轄）

第20条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

　（定めのない事項の処理）

第21条　この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　平成２７年　月　日

（甲） 静岡市葵区与一４丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　 地方独立行政法人静岡県立病院機構

　　　　　　　　　　　　　 静岡県立こころの医療センター

院　長　　村　上　 直　人 　印

　 （乙）

別　記

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。